

◎ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第一節 組合</p> <p>（地方独立行政法人の職員を組合員とする組合）</p> <p>第七条の二 特定地方独立行政法人の職員は、設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条、第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項において同じ。）（設立団体が二以上の場合にあつては、同法第二百二十三条第五項の規定により読み替えられた同法第五十三条第三項の規定により読み替えられた地方公務員法第六条第一項に規定する条例適用設立団体）の職員（法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる職員を除く。）を組合員とする組合の組合員となるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 職員引継一般地方独立行政法人の<u>全ての</u>設立団体の職員（法第</p>	<p>第二章 組合及び連合会</p> <p>第一節 組合</p> <p>（地方独立行政法人の職員を組合員とする組合）</p> <p>第七条の二 特定地方独立行政法人の職員は、設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条、第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項において同じ。）（設立団体が二以上の場合にあつては、同法第九十条第五項の規定により読み替えられた同法第五十三条第三項の規定により読み替えられた地方公務員法第六条第一項に規定する条例適用設立団体）の職員（法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる職員を除く。）を組合員とする組合の組合員となるものとする。</p> <p>2 職員引継一般地方独立行政法人（法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人であつて、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものをいう。以下この項において同じ。）の職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める組合の組合員となるものとする。</p> <p>一 職員引継一般地方独立行政法人の<u>すべての</u>設立団体の職員（法第</p>

三条第一項第二号及び第三号に掲げる職員を除く。次号において同じ。）が同一の組合の組合員である場合 当該組合

二 (略)

3| 定款変更一般地方独立行政法人（法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める組合の組合員となるものとする。

一| 定款変更一般地方独立行政法人の全ての設立団体の職員（法第  
三条第一項第二号及び第三号に掲げる職員を除く。次号において  
同じ。）が同一の組合の組合員である場合 当該組合

二| 定款変更一般地方独立行政法人の設立団体の職員が二以上の組  
合の組合員である場合 当該定款変更一般地方独立行政法人の設  
立団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資する額等を勘  
案して、当該定款変更一般地方独立行政法人の理事長が、当該定  
款変更一般地方独立行政法人の設立団体の長と協議して定めた組  
合|

4| 職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第百四十一条の四に規  
定する職員引継等合併一般地方独立行政法人であつて、地方独立行

第三条第一項第二号及び第三号に掲げる職員を除く。次号におい  
て同じ。）が同一の組合の組合員である場合 当該組合

二| 職員引継一般地方独立行政法人の設立団体の職員が二以上の組  
合の組合員である場合 当該職員引継一般地方独立行政法人の設  
立団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資する額等を勘  
案して、当該職員引継一般地方独立行政法人の理事長が、当該職  
員引継一般地方独立行政法人の設立団体の長と協議して定めた組  
合

(新設)

(新設)

政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものをいう。以下この項において同じ。）の職員は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める組合の組合員となるものとする。

一 職員引継等合併一般地方独立行政法人の全ての設立団体の職員（法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる職員を除く。次号において同じ。）が同一の組合の組合員である場合 当該組合

二 職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体の職員が二以上の組合の組合員である場合 当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資する額等を勘案して、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の理事長が、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体の長と協議して定めた組合

## 第二節 市町村連合会

（災害給付積立金の払込み）

第十八条 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、災害給付積立金に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては、当該前三月の任意継続掛金の標準となつた額（第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた

## 第二節 市町村連合会

（災害給付積立金の払込み）

第十八条 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、災害給付積立金に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては、当該前三月の任意継続掛金の標準となつた額（第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた

額をいう。)をいう。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等(地方公務員法第三条第三項に規定する特別職の職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十六条第一項に規定する教育長、組合の役員、連合会(法第四百四十一条第二項に規定する連合会をいう。))の役員並びに職員引継一般地方独立行政法人(法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人(法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員をいう。以下同じ)である組合員については、一)を乗じて得た額の総額とそれぞれ月の前三月の組合員の期末手当等(法第一百四十四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。))の総額との合計額の千分の〇・六に相当する金額を、市町村連合会に払い込まなければならない。

## 第五章 費用の負担

(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担)

第二十九条の二 法第一百三十三条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

額をいう。)をいう。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等(地方公務員法第三条第三項に規定する特別職の職員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十六条第一項に規定する教育長、組合の役員、連合会(法第四百四十一条第二項に規定する連合会をいう。))の役員及び職員引継一般地方独立行政法人(法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ)の役員をいう。以下同じ)である組合員については、一)を乗じて得た額の総額とそれぞれの月の前三月の組合員の期末手当等(法第一百四十四条第三項及び第四項の規定により当該前三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。))の総額との合計額の千分の〇・六に相当する金額を、市町村連合会に払い込まなければならない。

## 第五章 費用の負担

(基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の公的負担)

第二十九条の二 法第一百三十三条第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定により地方公共団体が毎年度において負担すべきこととなる額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。） 国民年金法第九十四条の四の規定により組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における当該組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額

一 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。） 国民年金法第九十四条の四の規定により組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における当該組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）の合計額の割合を乗じて得た額

額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。次号において同じ。）の合計額の割合を乗じて得た額

二 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における市町村連合会を組織する全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体を退職した継続長期組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額及び当該地方公共団体が設立した職員

二 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に当該事業年度における市町村連合会を組織するすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の標準給与の総額に対する当該地方公共団体の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額、当該地方公共団体を退職した継続長期組合員の標準給与の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額の合計額の割合を乗じて得た額

引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準給与の総額の合計額の割合を乗じて得た額

2 (略)

(市町村連合会への負担金の払込み)

第三十条の二の二 法第百十六条第四項の規定により構成組合（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）が市町村連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第百十三条第二項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体（同条第五項に規定する職員団体をいう。）、公庫等（法第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。次号において同じ。）、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

二 法第百十三条第二項第三号に掲げる費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、公庫等、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

三 (略)

2 前項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

(市町村連合会への負担金の払込み)

第三十条の二の二 法第百十六条第四項の規定により構成組合（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）が市町村連合会に払い込むべき金額は、次に掲げる金額とする。

一 法第百十三条第二項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体（同条第五項に規定する職員団体をいう。）、公庫等（法第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。次号において同じ。）又は職員引継一般地方独立行政法人が負担する金額

二 法第百十三条第二項第三号に掲げる費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、公庫等又は職員引継一般地方独立行政法人が負担する金額

三 法第百十三条第四項に規定する費用に充てるため地方公共団体が負担する金額のうち、長期給付に係るものとして総務大臣が定めるところにより算定した金額

2 (略)

3 (略)

附則

第三十条の二三 (略)

一・二 (略)

2 構成組合は、前項各号に掲げる金額を、当該金額の払込みがある

ごとに、直ちに市町村連合会に払い込まなければならない。

3 構成組合は、市町村連合会の定めるところにより、法第四百十一  
条第一項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第二項第二  
号及び第三号の規定に基づき当該構成組合が負担すべき金額を市町  
村連合会に払い込まなければならない。

附則

第三十条の二三 法附則第十四条の四第一項の規定により市町村連

合会が行う同項に規定する交付金（以下この条において「特別調整  
交付金」という。）の交付の事業は、その給料に係る所要掛金の率  
が同項の基準として定められた給料に係る率を超え、かつ、その期  
末手当等に係る所要掛金の率が同項の基準として定められた期末手  
当等に係る率を超える対象組合（同項に規定する対象組合をいう。  
以下この条において同じ。）であつて、短期給付に係る財政の健全  
化のための措置を講じているものとして総務大臣が認定する組合（  
以下この項において「特別調整組合」という。）に対して行うもの  
とする。この場合において、市町村連合会は、特別調整組合に対し  
て、次に掲げる金額の合算額を基礎として総務大臣が定める金額を  
交付するものとする。

一 当該特別調整組合の当該事業年度における組合員（継続長期組  
合員（法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員をいう。）



3 国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独

2 (略)

3 国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独

、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。  
以下この条において同じ。)の給料(法第百十四条第三項及び第  
四項の規定により各月の掛金の標準となつた給料をいう。以下こ  
の条において同じ。)の合計額に当該特別調整組合の当該事業年  
度における給料に係る所要掛金の率から当該事業年度における法  
附則第十四条の四第一項の基準として定められた給料に係る率を  
控除して得た率を乗じて得た金額

二 当該特別調整組合の当該事業年度における組合員の期末手当等  
(法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつ  
た期末手当等をいう。以下この条において同じ。)の合計額に当  
該特別調整組合の当該事業年度における期末手当等に係る所要掛  
金の率から当該事業年度における法附則第十四条の四第一項の基  
準として定められた期末手当等に係る率を控除して得た率を乗じ  
て得た金額

2 対象組合は、毎事業年度六月、九月、十二月及び三月の末日まで  
に、それぞれの月以前三月の組合員の給料の額に第二十三条第一項  
に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員に  
ついては、一)を乗じて得た額の総額とそれぞれの月以前三月の組  
合員の期末手当等の総額との合計額に特別調整交付金の交付に要す  
る費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当  
する金額を、法附則第十四条の四第二項に規定する拠出金として市  
町村連合会に払い込まなければならない。

立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人、職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体（法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。）又は対象組合若しくは連合会で、対象組合の組合員に係るその月の負担金（法第百十三条第二項第一号及び第一号の二（これらの規定が同条第五項、同条第六項若しくは第七項（これらの規定が法第百四十一条の二、法第百四十一条の三又は法第百四十一条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、法第百四十一条第一項若しくは第二項又は法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の負担金をいう。以下この項において同じ。）を負担するもの（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、当該費用負担者がその月の負担金を負担することとなる対象組合の組合員に係るその月の給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等の総額との合計額に前項の拠出金に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額を、対象組合に払い込まなければならない。

4  
(略)

立行政法人若しくは職員団体（法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。）又は対象組合若しくは連合会で、対象組合の組合員に係るその月の負担金（法第百十三条第二項第一号及び第一号の二（同条第五項、法第百四十一条第一項若しくは第二項又は法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の負担金をいう。以下この項において同じ。）を負担するもの（以下この項において「費用負担者」という。）は、毎月、当該費用負担者がその月の負担金を負担することとなる対象組合の組合員に係るその月の給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等の総額との合計額に前項の拠出金に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額を、対象組合に払い込まなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による特別調整交付金の額の算定その他特別調整交付金の交付に関し必要な事項及び前二項の規定による払込みに関し必要な事項は、総務大臣が定める。